

令和2年度使用中学校用教科用図書の採択に関する事項

1 採択に係る基本方針

- (1) 関係法令の定めるところにより、公正かつ適正な採択を行う。
- (2) 採択にあたっては、学習指導要領のねらい及び第2期しまね教育ビジョン21（島根県教育委員会）を踏まえて教科用図書を採択すること。
- (3) 採択に係る情報を公表するなど、開かれた教科書採択を推進する。

2 採択基準

- (1) 採択は、「教科書目録」に登載されている教科書のうちから、1種を採択する。
- (2) 採択は、市町村の教育委員会又は国立及び私立の義務教育諸学校の校長の責任において行う。
- (3) 採択地区は、松江、出雲、浜田、益田及び隠岐の5採択地区とし、それぞれの採択地区内の市町村教育委員会は協議のうえ、同一の教科書を採択する。
- (4) 採択は、生徒の発達の段階、地域性を考慮し、県教育委員会が作成する「選定に必要な資料」を十分に参考のうえ、厳正に行う。

3 採択に係る留意事項

(1) 教科書観について

教科書に記述された内容をすべて指導するのではなく、学習指導要領の目標、内容に照らし、生徒の理解の程度に応じた指導ができる教科書、また、障がいその他の特性の有無にかかわらず生徒が読みやすい教科書（ユニバーサルデザインに関する配慮のある教科書等）の必要性が指摘されていることを踏まえる。

(2) 専門的な教科書研究の充実について

生徒の実態や地域の実態を踏まえ最も適した教科書を採択するために、各採択地区等においては、県教育委員会が示す「採択に係る基本方針」、「採択基準」、「選定に必要な資料」を基にして、教科書の調査研究の充実に努める。

(3) 適正かつ公正な採択の確保について

- 教科書発行者等の過大な宣伝行為等外部からの影響に採択結果が左右されることなく、公正性・透明性の確保の徹底がなされるよう、関係者の意識の啓発に努める。
- 採択地区内の市町村教育委員会間の協議によって定めた規約に従い、採択地区協議会の協議の結果に基づいて同一の教科書を採択する。

(4) 開かれた採択の推進について

- 各市町村教育委員会は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択結果や採択理由など、教科書採択に係る情報について公表に努める。
- 採択の過程そのものを開かれたものとし、幅広い視野から意見を聞く観点から採択地区協議会の組織の中に保護者を加える。

4 選定に必要な資料

県教育委員会は以下の観点に基づいて、選定に必要な資料を作成する。

- (1) 記述された内容、程度が、生徒の発達段階に適合しているか。また、分量が適切であるか。
- (2) 取り上げられた題材の選択や構成は、学習を効果的に進めるために適切なものになっているか。
- (3) 生徒が興味・関心をもって学習できるように工夫されているか。
- (4) 各教科の特性が生かされ、島根県の実態や課題に適合しているか。
- (5) 発展的に学習する手立てや家庭で自学自習できる工夫が盛り込まれているか。